



経営の散歩道

川中経営所長 川中清司

▼個人の財産を全部処分してもなし切れないほど負債を抱え、まったく金のやりくりのメドが立たない、としたらどうするか。結論は二つ。

一つは財産を処分して返せるだけ返す。あとは動弁してもらおう。裸になってもう一度再起の道をきりひらく。

もう一つは、商売から身をひく。二度と経営などというものにはかかわらない。

いずれにしても、自己破産を申し立て裁判所の力をかりて始末するのか。それとも、ずるずると成り行きにまかせ野ざらしとなるのか。どちらかの道を選ばねばならない。世間のほとんどは後者をたどる。

▼個人破産の場合は、まったくの無一文なら、裁判所に破産の申し立てをしたあと「破産宣告」と同時にすべての債務がチャラになり、破産が完了して「同時破産」となる。

しかし経営者の場合、多かれ少なかれ財産がある。家邸や自動車、自社の株や出資金もある。

そうなると裁判所から管財人がつけられ、そのもつと破産者の財産を処分して金に換え、管財人の銀行口座に集め、最終的にこれを債権者に配当して結着という経過をたどる。

▼自己破産の手続きはあらましの次のような流れになる。



一、経営に行きつまった個人や企業が、地方裁判所に破産の申し立てをする。

二、申し立てにより裁判所は「破産原因」の有無を審理する。つまり、支払不能か債務超過かどうかをしらべる。

三、破産原因があれば「破産宣告」をする。

●破産者は居住制限をうける。裁判所の許可がないと居住地を離れられない。

●面接や通信の制限をうけ、手紙は管財人が開封する。しか

し選挙権はなくならないし、戸籍に書かれたりしない。

▼破産宣告のあとは、

一、破産者の財産は「破産財団」となり、管財人が管理する。

二、債権者が債権の届出をし、裁判所が「債権表」をつくり、それに基づいて配当を行う。

三、債権者集会に「計算報告」をする。

四、手続きが終わり、個人の債務者は「免責」される。

●破産者としての制限がとかれ復権する。

第九十二回

再生への径路

その3

▼破産の前しておくことがある。

近所の未払いなどはきれいに払っておく。でないと悪くてその辺には住めなくなってしまう。

従業員の手続きをキチンと払う。失業手当の手続きなども準備完了しておく。時期を選んで、なっとくいくまで事情説明をする。

これが将来の再建のカギとなる。▼長丁場になる。相当の体力と気力がある。一時の気なぐさめのアルコールだけではごまかせない。夜中に目がさめて眠れな

くなる。食欲も精神力も落ちる。思考能力がなくなっていく。精神障害にかかる人もいる。

動悸・不整脈や脱力感。ひどく哀れっぽくなる。道ばたの小犬をみても涙がこぼれたりする。

▼身辺の整理をする。家族にうちあけて各人の身のふり方や、協力分担の「核づくり」をしておくことが望ましい。

妻の財産を守るために、事前に離婚手続きをしておく人もある。しかし形だけではダメで別居していなければ「偽装離婚」になってしまう。

嫌がらせの電話がかかる。きつい債権者や変な代理人が押しかけてくる。なかには家財道具を取っていかうとする者もある。娘がせっかくアルバイトでかせいだピアノを取っていかれようとして、悲鳴をあげてしがみつくとという悲劇もおこる。

家財道具はあらかじめ知人に買ってもらうおくのも良策だ。▼家の中に入りこまれてしまい、居住権を主張されてしまう。

親戚や会社役員が個人保証の取り付けを迫られて、拉致・監禁されてしまう。

こうしたアクシデントと立向い防衛していくのは、結局、家族になつてしまう。(つづく)